

第4次田原本町行政改革大綱

田 原 本 町

目 次

第1 行政改革の基本的考え方

1 行政改革の必要性

第2 行政改革の主要事項

1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

(1) 民間委託の推進（指定管理者制度の活用を含む）

(2) 地方公営企業の経営健全化

(3) 地域協働の推進

2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応

(1) 組織の機構の見直し

(2) 事務事業の見直し

3 定員管理及び給与の適正化等

(1) 定員管理の適正化

(2) 給与の適正化

4 人材育成の推進

5 公正の確保と透明性の向上

6 電子自治体の推進

7 自主性・自立性の高い財政運用の確保

(1) 経費節減合理化等財政の健全化

(2) 補助金等の整理合理化

(3) 公共工事

8 地方議会

第3 実施期間

第1 行政改革の基本的な考え方

1 行政改革の必要性

本町では、平成13年に策定した行政改革大綱に基づき、事務事業の見直し、民間委託の推進、行政情報化等の推進、住民参加の推進、補助金等の見直し、行政の公正性の確保と透明性の向上等の行政改革に取り組んできました。

しかしながら、少子高齢化の進行と、人口減少時代の到来を迎え、さらに情報通信技術の飛躍的発展や地方分権を推進する三位一体の改革など地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。本町においては、公債費や扶助費の増嵩また、唐古・鍵遺跡の保存と整備、田原本駅周辺整備、清掃センター建設など、取り組むべき主要な事業が山積しているなか、財政状況はますます厳しくなっていくと見込まれ、現状の行政水準を維持していくことは困難と考えられます。

そこで厳しい財政状況を踏まえ、これまでの行財政運営のあり方を抜本的に見直し持続可能な行財政運営を図っていくことが急務であることから、新たな行政改革大綱を策定し、今後の取組を明らかにしたうえで、住民の協力を得ながら改革を推進しようとするものです。

第2 行政改革の主要事項

1. 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

(1) 民間委託の推進（指定管理者制度の活用を含む）

町が行っている事務事業の全般を精査し、行政にしかできない事務事業と民間でできる事務事業を区分し、民間ができるものはできる限り民間に委ねていくことで、行政が行うべき事務が明確となるとともに、本来行政が行うべき分野に集中させることにより住民サービスの向上を図る。

公の施設の管理について、管理を委任することができる対象も広がり、公共的団体に限られていたのが民間事業者をはじめとするNPO団体等も対象となったことから、今後、指定管理者制度を活用し、公共施設の管理運営について積極的に民間活力を導入することで、住民サービスの向上と経費の節減を図る。

(2) 地方公営企業の経営健全化

水道事業の経営につきましては、地方公営企業法に従い経営の効率化・合理化を図って参りましたが、現行料金は平成6年6月に改正以来据え置いており、この間、配水施設の新設、改良事業等の投資による費用増及びバブル崩壊後社会経済情勢が低迷するなか需要が伸びないことにより料金収入は減収しています。このような状況において、需要者ニーズに応え、サービス供給を維持継続していくためには、料金改正を実施し、経営の健全化を図る。

(3) 地域協働の推進

魅力あるまちづくりを推進するため、各地域の自治会長等をはじめとする住民との協働関係の構築を図るとともに、住民の声を施策に反映するように活動主体との積極的な連携・協力を図る。

2. 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応

(1) 組織の機構の見直し

社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や多様化する住民ニーズへの迅速な対応ができる組織を構築しなければならない。

見直しに当たっては、住民の目線に立ち、住民にわかりやすい組織づくりを目指すとともに、事務・事業を効果的かつ効率的に処理し得る組織体制の整備を図る。

(2) 事務事業の見直し

事務事業の見直しについては、これまでも厳に見直しを行ってきたところであるが、限られた財源のなかで、多様化・高度化する住民ニーズに的確に対応した事務事業を執行するために、行政の責任領域を改めて見直し、行政の関与の必要性、受益と負担の公平性の確保、行政の効率、成果等を十分に評価し、その結果を事務事業の整理、合理化に活用する「行政評価システム」の導入などにより、引き続き積極的に見直しを図る。

また、住民に対する行政の説明責任を果たすため、施策及び事務事業について目的を明確化し、その効果を住民に公表できるシステム構築を図る。

3. 定員管理及び給与の適正化等

(1) 定員管理の適正化

職員定員の適正化については、事務事業の見直し、外部委託、任期付職員の採用、行政情報化の推進等により、職員数を抑制し、適正な定員管理に努めている。今後も定員管理にあたっては、対応すべき行政需要を踏まえ、かつ行政運営の継続性にも配慮し、一層の定員管理の適正化を定員適正化計画のもとに実施する。また、定員管理の適正化を計画的に推進することから、定員適正化計画の中で数値目標を掲げこれを公表し着実に実行する。

(2) 給与の適正化

国や他地方自治体、民間企業の給与などとの均衡を考慮し、引き続き給与制度の運用に努める。また、社会経済情勢の変化に対応し、特殊勤務手当や各種手当の見直しを推進するとともに、町広報紙などで、職員給与等の状況について公表する。

4. 人材育成の推進

分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成するため、職員一人ひとりの意識改革を含め、資質の向上、能力の開発などに努め、政策形成能力や課題設定能力を持った人材の育成を計画的に推進し、また、他の地方自治体等との人事交流を行い、多様な人材の確保を図る。

5. 公正の確保と透明性の向上

住民に信頼され開かれた行政を確立するため、行政運営における公正の確保と透明性のより一層の向上を図る。

6. 電子自治体の推進

情報セキュリティの確保に留意しながら、IT（情報通信技術）の活用とこれにあわせた業務や制度の見直しにより、住民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図る。

7. 自主性・自立性の高い財政運用の確保

（1）経費節減合理化等財政の健全化

国が検討している地方分権のための三位一体改革については大筋ほぼ集約化されつつあるが、具体的財源移譲については、まだ不透明で予断を許さない状況にあり、自主財源の確保と住民負担の公平性の見地からも町税等の収納率のさらなる向上を図り、歳入の確保に努めるとともに、補助金、使用料、手数料公共事業の入札制度の見直しなどにより安定した財政基盤の確立に努め、経費の節減や施策の重点化により財政の健全化を図る。

（2）補助金等の整理合理化

様々な団体等に対する補助金については、その事業効果や目的、団体の状況などを精査し、終期の設定や廃止・縮減を行う。

また、協議会等の負担金についても、その目的、成果が十分達成されているか精査し、当初の意義が薄れているものについては、脱会を検討するとともに、団体の決算報告などを見定め負担金の削減に努める。

（3）公共工事

公共工事については、関係各課と連携を図り、できる限り合冊工事の施工に努め経費の削減を図るとともに、公共工事の入札・契約について、情報の公開等の適正化に資する取組を行う。

8. 地方議会

地方分権の進展に伴い、議会の果たすべき役割がますます増大しており、これを踏まえた議会運営が一層強く求められている。その一方で議員の定数や報酬に対する批判があり、本町の議会では、議員の定数・報酬について見直しを行い平成 17 年度から費用弁償の廃止と議員の定数 18 人から 16 人に削減する。

第3 実施期間

大綱に基づく、具体的事項については、実施計画を作成し、平成 17 年度から 5 年間を目途に推進するものとする。

さらに、平成 28 年度を目途に引き続き推進するものとする。